

サービス開始までの流れ

1.お問い合わせ



まずは、気軽にご相談ください。
ご説明させていただきます。



2.お客様の状況・ご要望の確認



ご要望などお伝えください。担
当相談員に連絡させていただきます。



3 個別支援計画書の作成



担当相談員が、お客様のご要
望を踏まえて、ご利用内容を
決定します。



4.契約・サービス開始



契約書等を取りかわした後
に、サービスの利用が開始さ
れます。



〒431-3492

静岡県浜松市天竜区渡ヶ島 221
(天竜厚生会診療所内)

TEL : 053-583-1113

FAX : 053-583-1293

※龍山サテライトは、
龍山保健センター「やすらぎ」内にありますが、
連絡は、天竜厚生会ヘルプーステーションへ
お願いいたします。

天竜厚生会ヘルプーステーション 龍山サテライト

～訪問介護・第1号訪問事業～



天竜厚生会スローガン
わたしたちは

熱い心・豊かな知識・すぐれた技術で、

ひとりを、すべての人をアシストします。



社会福祉法人

天竜厚生会

☆サービス内容について☆
ご本人のニーズに合ったサービスを行います！

家事援助



調理



洗濯



買い物代行



掃除



ベッドメイク



衣服の整理

調理や洗濯などの、家事に関する援助を行います。

身体介護



食事介助



入浴介助



更衣介助



排泄介助



移乗・移動



体位交換

入浴や排泄等、お身体に関する援助を行います。

介護保険サービス
料金表

天竜厚生会ヘルパーステーション サービス料金表(1日あたり)
(令和3年4月1日改正)(単位:【基本料+加算】介護報酬算定単価【利用料】円)

	介護予防 第1号訪問事業(介護予防相当) (要支援1・2、事業対象者)	介護(要介護1~5)	
		身体介護	生活援助※3
基本料 (単位数)	介護予防訪問介護Ⅰ (週1回利用)	1,176(月額)※2	—
	介護予防訪問介護Ⅱ (週2回利用)	2,349(月額)※2	—
	介護予防訪問介護Ⅲ (Ⅱを超える利用)	3,727(月額)※2	—
	20分未満	—	167※4
	20以上30分未満	—	250
	30以上1時間未満	—	396
	1時間以上	—	579+30分ごとに 84単位
加算 ※1	20分以上45分未満	—	183
	45分以上	—	225
	実施 介護者2名の場合	—	基本料(単位数)×200%※5
	夜間・早朝 (18時~22時・6時~8時)	—	基本料(単位数)×125%※6
	深夜(22時~6時)	—	基本料(単位数)×150%※7
	体制 特定事業所加算	—	基本料(単位数)×10%※8
	実施 緊急時訪問介護加算	—	100
初回加算	200	200	
利用料	生活機能向上連携加算 (1月限度)(Ⅰ)	100	100
	生活機能向上連携加算 (3月限度)(Ⅱ)	200	200
実施地域以外の交通費	実費※9		

【基本料+加算】

※1 実際に利用者の方から頂く金額は、以下のとおりです。

- ※1 (1) 所定単位数(基本料+加算)に介護職員処遇改善加算率(13.7%)を乗じ、所定単位数に加える。
所定単位数(基本料+加算)に介護職員等特定処遇改善加算率(6.3%)を乗じ、所定単位数に加える。
- (2) (1)に地域区分単価(10.21円)を乗じる。
- (3) (2)より介護報酬分を除く。

※ (2)にご利用者負担率(介護保険負担割合証もしくは介護保険被保険者証に記載された割合)を乗じた場合、額差が生じる場合があります。

※2 第1号訪問事業は1週間の利用頻度に応じて、料金が異なります。

※3 身体介護に引き続き生活援助を行う場合、生活援助の提供時間が(1)20分以上の場合、身体介護の単位数+67単位、(2)45分以上の場合、身体介護の単位数+134単位、(3)70分以上の場合、身体介護の単位数+201単位となります。

※4 20分未満の身体介護の提供は、18時~8時までになります。

※5 ご利用者のご希望により2人派遣する場合は、通常の基本料(単位数)の200%の額になります。

※6 夜間・早朝(18時~22時・6時~8時)は、通常の基本料(単位数)の125%の額になります。

※7 深夜(22時~6時)は、通常の基本料(単位数)の150%の額になります。

※8 当事業所は厚生労働大臣が定める体制及び人員配置要件を満たすため、特定事業所加算として、通常の基本料に基本料(単位数)の10%を加えた額になっています。

※ 龍山サテライトのみ、特別地域加算および中山間地域等に居住する方へのサービス提供加算が別途かかりますが、浜松市からの助成により、ご利用者負担はございません。

【利用料】

※9 実施地域を越えてから1kmあたり10円で換算します。

《負担軽減制度について》

当事業所には負担軽減制度があります。詳しくは担当職員または担当ケアマネジャーにご相談ください。

《自主事業について》

病院、病院内での付き添いや外出支援等、介護保険で認められないホームヘルパーサービスを介護保険外サービスとして提供することもできますので、事業所職員にご相談ください。

(基本料金【30分】:1,200円)

保険適応外サービスもございますので、気軽にご相談ください！